

「京都駅東部エリア地域資源活用事業」に係る業務の委託に係る仕様書（提案用）

1 委託業務名

「京都駅東部エリア地域資源活用事業」に係る業務

2 履行期間

契約の日から令和4年3月31日まで

3 業務の目的

京都駅東部エリア（以下「本エリア」という。）は、京都の玄関口・京都駅と東山の文化エリアを結ぶ立地にあり、平成29年4月には元貞教小学校跡地に京都美術工芸大学京都東山キャンパスが開設され、また、令和5年度には京都市立芸術大学（以下「京都芸大」という。）や京都市立銅駝美術工芸高等学校が崇仁地域に移転するなど、文化芸術を基軸としたまちづくりにより、活性化につながる大きな効果を期待できるエリアである。

これを踏まえ本市では、平成31年3月に「京都駅東部エリア活性化将来構想」を策定し、地域や関係するまちづくり団体等とも連携してエリア活性化の機運を高めるとともに、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンの創生を図るための取組を進めている。

令和元年度には、本エリアでの文化芸術とまちづくりの融合を進めるうえでの課題を抽出するため、地域の方々や事業者、アーティストを対象に調査を実施のうえ、来年度以降のプロジェクトの検討を行った。

主な課題としては、次の点が挙げられる。

地域においては、文化芸術活動への理解と関心は高く、京都芸大の移転を契機に学生やアーティストが定住し、地域との交流が活発になることを期待している一方、京都芸大の移転に伴う生活環境の変化や、アーティストとの付き合い方がわからないといったアーティストの存在そのものに対する不安の声もあること。

本業務は、以上の課題を踏まえ、京都芸大が移転する令和5年度までの3年間、本エリアにおいて、地域の方と学生や若きアーティストとの交流を促進し、相互理解を深めることを目的に実施するものである。

4 委託業務内容

以下の委託業務（以下「本業務」という。）を委託する。

（1）広報誌の発行

京都芸大移転予定地周辺で活躍する事業者やアーティストに係る特集記事、京都駅東南部エリアを含む周辺の地域のまちづくり活動やイベント情報、文化芸術活動等を盛り込んだ広報物を以下の条件をもとに制作し、地域に向けた情報発信を実施すること。（広報誌の内容等については自由に提案すること）

- ・発行 年間3回
- ・仕様 タブロイド判8ページ、2つ折り、両面オールカラー
- ・部数 各回15,000部程度
- ・納品先 3箇所程度

(2) 文化芸術を通じて地域の交流促進に資する事業の企画、実施

地域の身近な場所を作品の展示・発表の場として活用し、文化芸術・伝統産業の多様な担い手たちが地域の中で活躍できる場づくりの拡大など、文化芸術を通じて地域の交流促進に資する取組の実施など自由に提案すること。

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を踏まえ、履行期間中に本業務内容の変更・中止等があった場合は、契約変更を行い、委託料を減額することがある。

5 成果物

次に掲げる成果物を、本業務終了後30日以内に、京都市に提出すること。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 業務完了届 | 2部 |
| (2) 業務終了報告書 | 2部 |
| (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (4) 上記(1)及び(2)に係る電子データ | 一式 |

6 委託料上限額

3,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 仕様書、企画提案書及び今後の協議によって作成する実施仕様書に基づき、業務を行う。
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を踏まえ、本業務内容の変更などに即応できる体制を構築しておくこと。
- (4) 本市担当職員と十分な連絡を取り、本業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。また、本市が会議等への出席等を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

8 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(5) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。